

虐待する娘との今後の生活をどのようにしたらよいか

〔相談の要旨〕

私は、数年前から離婚を経験した実の娘と同居中である。

娘はパートで働いているが、約1年半前から急に切れやすくなり、おかずに気に入らないと飯台をひっくり返したり、私を足で蹴ったりする。

このように私は、娘から暴言・暴力をふるわれ虐待されているため、今後、娘とは一緒に暮らせないと思う。

今後どのようにしたらよいかについて相談したい。

〔相談の結果〕

相談を受けた行政相談委員は、市の福祉課、地元の社会福祉協議会及び介護保険の訪問看護担当者に連絡し、この相談に対する対応を要請した。

市の福祉課等では、親子間の感情的対立について、冷却期間を置くため、相談者を福祉施設で約一週間にわたり一時保護するとともに、相談者の娘さんから実情や意見を聴取した上で、今後、親子関係が円満になり、同居生活が成り立つように娘さんや相談者と再三にわたり話し合いを行った。

その結果、市の福祉課等及び行政相談委員は、相談者と娘さんは、自立が困難なため、一緒に暮らしていく必要があるので、お互いに感謝する気持ちを持ち、支え合って暮らす以外方法がないとの結論に達した。

行政相談委員は、相談者に対し、お互いに感謝する気持ちを忘れずに同居生活を続ける努力をするように助言するとともに、当分の間、訪問看護担当者が相談者を見守ることとなった。